別記様式第5号

記 者 発 表 資 料 令 和 6 年 4 月 2 4 日 廃棄物対策課不法投棄対策班

担当:渡邉、八嶋

電話: 0 2 2 - 2 1 1 - 2 4 6 7 メール: haitaif@pref.miyagi.lg.jp

「行政処分の公表」

下記のとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)に基づく行政処分 を行ったので、その事実を公表します。

- 1 対象者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地)
 - (1) 氏名又は名称 砂押プラリ株式会社
 - (2) 住所又は所在地 宮城県加美郡加美町上多田川字岩滝137番地の1
- 2 行政処分を行った日 令和6年3月29日
- 3 行政処分の内容

宮城県大崎保健所が、砂押プラリ株式会社に対して、同社の事業敷地内(宮城県加美郡加美町上多田川字岩滝126番5外)で保管されている特別管理産業廃棄物(以下「当該廃棄物」といいます。)の保管数量を、法に定める特別管理産業廃棄物処理基準に適合するように、特別管理産業廃棄物処分業許可取消し前の中間処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量以下になるまで減少させることを命じたもの

- 4 行政処分の履行期限又は履行期間
 - (1) 着手期限

令和6年4月30日

(2)中間履行期限

下記別表1欄に掲げる各期日までに、下記別表2欄に掲げる数量まで当該廃棄物を減少させること。

第1欄	令和6年7月31日	令和6年10月31日
第2欄	3,382立方メートル	1,874立方メートル

(3) 最終履行期限

令和7年1月31日

5 行政処分の根拠法令

法第19条の10第2項により準用する法第19条の5

6 行政処分の原因となった事実

砂押プラリ株式会社は、令和5年11月6日付けで特別管理産業廃棄物処分業許可を取り 消された後も、同社事業敷地内で、特別管理産業廃棄物を特別管理産業廃棄物処理基準に適 合しない状態(注)で保管している。

(注)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の5第1項第2号リ(3)、令第6条の5第1項第2号リ(1)によりその例によることとされる令第3条第1号リ(1)(イ)、同号リ(2)(イ)及び同号リ(2)(ハ)の規定に適合しない状態

参考:特別管理産業廃棄物処理基準(抜粋)

(法で定める特別管理産業廃棄物処理基準)

令第6条の5

<u>法第12条の2第1項の規定による特別管理産業廃棄物</u>(中略)<u>の</u>収集、運搬及び<u>処分</u>(再生を含む。) の基準は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 特別管理産業廃棄物の処分(略)又は再生<u>に当たっては、</u>第3条第1号イ及びロ並びに第2号 イ及びロ並びに第4条の2第1号イ(1)の規定の例によるほか、<u>次によること。</u>

イ~チ (略)

- リ 特別管理産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。
 - (1) <u>第3条第1号リ</u>並びに第4条の2第1号ト(2) 及び(3) <u>の規定の例によること。</u> (2) (略)
 - (3) 保管する特別管理産業廃棄物(略)の数量が、当該特別管理産業廃棄物に係る処理施設の一日当たりの処理能力に相当する数量に十四を乗じて得られる数量(略)を超えないようにすること。

(令第6条の5第1項第2号リ(1)でその例によることとされる令第3条第1号リの規定)令第3条第1号リ

- 一般廃棄物の保管を行う場合には、次によること。
- (1) 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
 - (イ) <u>周囲に囲い(保管する一般廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。</u>
 - (口) (略)
- (2) <u>保管の場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発</u> 散しないように次に掲げる措置を講ずること。
 - (イ) 一般廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共 の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、 底面を不浸透性の材料で覆うこと。
 - (口) (略)
 - (ハ) その他必要な措置
- (3) (略)

(以下略)